

これはA地区の隣のB地区というところの廃棄物の状況でございます。ここには木の皮、バークでございますけれども、バークに焼却灰などを混じましたものに、さらにジクロロエタンとテトラクロロエチレンなどの有害な廃油が混合されているエリアでございます。また、最近になりましたとして医療系廃棄物も確認されたというところです。

次に、三十四をお開きいただきます。

これは、テトラクロロエチレンなどの有害な廃油が入りましたドラム缶が発見されました。二十八本発見されまして、そのドラム缶を撤去している状況でございます。どういうような廃棄物が埋まっているかとか、あるいはこのドラム缶の撤去、こういうものも、岩手県が三栄化学工業に措置命令として出したその一環として、三栄化学工業が実施しているものでございます。

このように、本県側現場はおむね各エリアごとにほぼ同一の廃棄物が投棄されておりまして、

現在、現場内や周辺地域におきまして継続的にモニタリング検査を実施しているところでございます。こういうものも、岩手県が三栄化学工業に措置命令として出したその一環として、三栄化学工業が実施しているものでございます。

一方、両県で原状回復などの対策の検討を行うため設置いたしました合同検討委員会から、地盤とか地下水の流れなどに関する調査を追加しては独自に追加調査を実施しております。その結果、本県側は山の尾根の方に位置しております。地下水質が少ないので、それに伴いまして有害物質が拡散しにくい、そういう土地であるといふことが判明しております。また、合同検討委員会では、不法投棄の場所に遮水シート工事を講じ、汚染物質の拡散を防ぐことが必要との提言もいたしておりますので、早期に実施したいと考えております。

それから、原状回復に対する基本方針でござりますが、資料四をお開きいただきます。

——先ほ

ども遮水シートにつきましては、合同検討委員会ではなくて技術部会の方でございました。失礼いたしました。

資料四をお開きいただきます。

これら合同検討委員会あるいは技術部会の提言をいただきまして、これまでの調査結果を踏まえまして、本県の原状回復に対する基本的な考え方を御説明したいと思います。

まず、本県は、何より地域にお住まいの方々の健康被害の未然防止と安心感の醸成ということを第一に考えておりまして、これまで対応してきておりますところでございます。先ほど御説明申し上げておりますとおり、原因者に対しましては、不法投棄したすべての廃棄物の撤去と、これらのことによりまして汚染されてしまった土壤の撤去、あるいは現地浄化を命令してきております。これは、本来、処分場として許可を得てない不法投棄現場からは当然投棄物は全量撤去すべきものである。

そういう基本認識に基づくものでございまして、また、地域にお住まいの方々から、早く全量撤去してもらとの森林とか原野に戻してほしいという強い要望をされているところでございます。

したがいまして、岩手県といたしましては、住民の方々の要望を踏まえつつ、まず原因者みずからによる原状回復の実施を厳しく求め続けてまいりました。しかし、御案内のとおり、原因者による早期解決が困難と見込まれる今後におきましては、やむを得ず行政代執行によりまして不法投棄物の全量撤去を行う方針でございます。

具体的には、今年度中に現場内に遮水シート工事を講じるとともに、向こう三カ年間で優先的に特別管理産業廃棄物を撤去し、その後、おおむね五カ年間でその他の廃棄物の撤去などを進めてまいりたいと考えております。

それから、排出事業者等の責任追及についてでござりますけれども、具体的に御説明したいと思

ます。

まず、不法投棄を行いました三栄化学工業に対する対応としては、不法投棄の詳細調査並びに不法投棄を行ったところであります。

その結果でございますけれども、宮城県の中間処理業者であります土生木建設が廃棄物処理法による再委託の基準に違反しておりましたので、平成十四年八月、この事業者に対しまして、持ち込んだ産廃の撤去を行うよう命令いたしました。その後、一時命令に従わなかつた時期がありまして、告発し、県警によります強制捜査などの経緯がありました。しかしながら、最終的には、本年四月二十五日、撤去が行われたところであります。これ

は、本事件において、排出事業者が撤去を行った初めてのケースであります。

次に、これから取り組みについてであります

が、これまでにリストアップしました排出事業者を対象に、特に廃棄物処理法第十九条の五に規定します無許可事業者への処理委託と許可の範囲外の処理委託、この二つの法違反につきまして重点的に調査を行ってまいりました。この結果、先般、無許可の事業者に委託をしていた疑いのあるます首都圏の十社程度の事業者について、その詳細な事実を確認するため、関係事業所に立入検査を行つたところであります。

また、今後の対応策として提言をいたしました五つの対策をもとにした再発防止策の徹底を図る

廃棄物及び汚染土壤の全量撤去の措置命令を行つたところでございます。また、その三栄化学工業の財産が散逸することにより命令内容の履行不能となることになる事態を防ごうというこれまで、平成十三年の二月には民事保全法に基づきまして、三栄化学工業の預金及び不動産の合計二億六千二百九十五万円余の財産を岩手県が押さえをいたしました。これ以後、三栄化学工業には命令履行に限定し仮差し押さえ解除を行いながら、原状回復作業を進めさせてきたところでございます。

次に、排出事業者の責任追及についてのこれまでの取り組み状況でございますけれども、事業者のリストアップ作業とともに、現場の掘削調査によりまして汚染されてしまった土壤の撤去、あるいは現地浄化を命令してきております。これは、本來、処分場として許可を得てない不法投棄現場からは当然投棄物は全量撤去すべきものである。

その結果でございますけれども、宮城県の中間処理業者であります土生木建設が廃棄物処理法による再委託の基準に違反しておりましたので、平成十四年八月、この事業者に対しまして、持ち込んだ産廃の撤去を行うよう命令いたしました。その後、一時命令に従わなかつた時期がありまして、告発し、県警によります強制捜査などの経緯がありました。しかしながら、最終的には、本年四月二十五日、撤去が行われたところであります。これは、本事件において、排出事業者が撤去を行った初めてのケースであります。

次に、これから取り組みについてであります

が、これまでにリストアップしました排出事業者を対象に、特に廃棄物処理法第十九条の五に規定します無許可事業者への処理委託と許可の範囲外の処理委託、この二つの法違反につきまして重点的に調査を行つてまいりました。この結果、先般、無許可の事業者に委託をしていた疑いのあるます首都圏の十社程度の事業者について、その詳

現在、現場の廃棄物の所在地点などを特定できない場合における措置命令の方法などにつきましては、法的整理を行う必要があるということで、環境省と協議中でございまして、協議が調い次第、措置命令等の具体的な手続を進めてまいりたいと考えております。

また、これ以外の事業者につきましても、まず先ほどの二つの法違反を中心とし調査を進めまして、排出事業者の責任追及を迅速かつ徹底して行つてまいりたいというふうに考えております。

次に、行政責任と対応でございます。

資料六をお開きいただきます。

岩手県の行政責任と今後の対応につきましてですが、本県では、昨年十月一日に外部委員から成る検証委員会を設置しまして、七回にわたる協議と調査検討を重ねていただきました。本年三月二十六日に検証結果報告書として答申をちょうだいしたところでございます。

資料五をごらんください。

報告書では、県の対応の中で二点、指摘がされ

ておりますとおりまして、平成八年の三栄化学工業の収集運

搬業の許可停止处分以降の監視、指導につきまし

て、より厳しい対応が必要だったにもかかわらず、岩手県では処分業を許可していた青森県の指

導に依存していた面などがあり、結果として手ぬ

りの指導にとどまっていたことが指摘さ

れ、不当であると評価されました。

次に、平成十二年二月の三栄化学工業への収集

運搬業の許可を更新した事実について、岩手県警

の協力を得て内偵捜査を開始するなど、不法投棄

が行われていることになりの確証を得ていなが

ら申請どおり許可したことから、違法と評価され

たものでございます。

岩手県といたしましては、この検証結果を深く受けとめまして、県としてるべき行政責任とし

まして、まずもつて一刻も早く現場の原状回復を

行い、県民生活の安全の確保と安心感の醸成を

図つてまいりたいということを考えております。

また、今後の対応策として提言をいたしました

五つの対策をもとにした再発防止策の徹底を図る

ことが先決であるとともに考えておりまして、当面、これらの対応に全力を傾注しております。

特に、再発防止策の措置といたしまして、優良な産業廃棄物処理業者の育成でありますとか、あるいは明確な基準に基づきます厳正な行政処分の実施などを目的として、新たに循環型地域社会の形成に関する条例を制定いたしましたほか、隣接県との共同監視活動の強化や市町村からの要望に基づきまして産廃施設への立入検査権限を市町村に委譲するなど対策を講じてきているところでございます。今般の不法投棄事件を教訓といたしまして、知事以下一体となつて、今後二度と不正是見逃さないとの厳しい姿勢で臨んでまいりたいと思つております。

なお、不法投棄されました岩手県側の県民感情としましては、やはり広く国民に対する説明責任の観点から、大量に排出した企業所在の都県の行政責任などについても検証されることが必要ではないかというようなことも考えております。

本県は、今回の事件の早期解決を図るため、昨年九月に専担組織を設けまして、原状回復事業の推進と責任追及を行つてあるところであり、これまで、環境省を初めとする国、関係都県市などの強力な御指導、御協力を得まして、事務を進めてまいりました。

今般、特段の御配慮を賜り、このような席で發言の機会を設けていただきしたことに対し、深く感謝を申し上げます。今後とも皆様方の変わらぬ甚大なる御指導と御支援を賜りますよう切にお願い申し上げまして、岩手県の説明を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○松本委員長 ありがとうございました。
次に、大橋参考人にお願いいたします。

○大橋参考人 私は、廃棄物による環境破壊の問題で、日夜、四苦八苦している全国各地の住民運動団体の一員として、この国会の場で意見陳述の機会を与えてくださった本委員会の皆さんに対し

て、心からお札を申し上げたいと思います。あります

がどうございます。

さて、恐らく委員の皆さん御推察のとおり、我が国において廃棄物がもたらす自然環境の破壊と汚染の度合いには、今やはかり知れない恐ろしいものがあります。また、地域住民の日常生活をかき乱しているという意味でも大変なものであります。

そのためもあつてか、過去十年余りの間に廃棄物処理法が三度も大改正されました。これは異例のことだと思います。そして今、四度目の改正案です。今回は大改正ほどではないと思いますが、それでも仕方のない状況にあると思わざるを得ません。

私は、重要な法律の制定、改正に当たっては、政府、国会とともに常に真剣かつ厳格であつてほしいと思います。すなわち、法律をいじるなら、将来展望をしつかりとつかみながら、歴史的批判に耐え得るものとしてやつてほしいというこ

とであります。

今までの廃棄物処理法の改正や循環型社会形成推進基本法の制定、そして数々のリサイクル法の制定にはこうした資質が欠けていたと言わざるを得ません。

以上のような認識を前提に、これから私の意見を述べさせていただきます。

私は、「意見の要旨」という文書を配つていたが、おおむねこれに沿つて意見の内容を申し上げたいと思います。なお、時間不足で一部省略させていただくことがあるかもしれませんのが、あらかじめ御了承ください。

まず、廃棄物処理法改正案についての意見から参ります。

要旨の(1)、廃棄物の定義の問題ですが、廃棄物処理法の運用に当たっては、しばしば廃棄物の定義をめぐる問題が、結果的に各地の現場で大きな深刻な問題を引き起こしてまいりました。それは、不法投棄や悪質な脱法行為の横行であります。

す。これを長年にわたり旧厚生省通達のまま放置し、法律がいまだに手当てをしないのは、いかにも怠慢であります。

今回の改正で、廃棄物の疑いのある物という言葉が入りましたが、この程度では問題の困難性には対処できません。廃棄物の定義を、環境保全優先の見地に立つて法律の中に具体化すべきものだと思います。

次に、(2)の拡大生産者責任制度の導入の問題ですが、中央環境審議会においてせっかく前向きの提言をしたにもかかわらず、一部報道のよう、産業界等が反対したからといって改正法案から外されるようなことは許せません。

政府は産業界に対して、今日の深刻な環境問題の主な原因が産業優先で来たことによるものである点を強調して、生産者の社会的責任の法制化を受け入れさせるべきであります。

なお、これは一般廃棄物のみでなく、産廃の分野でも同様の理念で生産者責任の法制化をするべきものと考えます。

次に、(3)の産業廃棄物税の問題ですが、これは、本質的には事業者に産廃の発生を最大限回避させることを目的とする意味で、国全体で制度化を図るべきものであります。事業者は産廃を出せば出すほど損をし、出さなければ出さないほど得をするような、いわばむちとあめの経済的誘導策を早く法制化すべきものと考えます。

現在の、一部地方公共団体による産廃税の制度化は否定したくありませんが、国に方策がないままで健全に施行されないおそれがありますので、国として導入の方向で検討をしていただきたいと思います。

しいと思いますが、あるいは必要だと考えますが、このことは別に、かねてから言われていることの大重要な問題として、基本的には廃棄物行政をできるだけ自治事務に移行すべきだと思いま

す。日本列島全部一体の循環型社会形成とは、部分的には、あるいはその種目によってはよろしく構築することの方がより理にかなつてくるのではないかかというふうに私どもは考えておりま

す。もちろん、地域完結型の循環社会が個々ばらばらに日本列島でうごめくのではなくて、これらを国が知恵を絞つてネットワーク化し、地域特性に合つた環境保全を図ることによつて国全体としての持続可能性を追求することが大事ではないかと

いうふうに考えるものであります。

(5)につきましては、今回、従来あつた廃棄物処理事業許可の除外規定が大幅に広げられることとなりそうです。

広域処理事業者への規制緩和の特例、これにつきましては、経済界からかねてより相当強い要望があり返されてきておつたかと思います。産業界からも当然、それはあったことを承知しております。

今回の改正案で、私どもとして、政令もありませんし、不明の点、読み取り切つていらないという問題があり、若干不正確なことを、疑惑を呈するかもしれませんのが、マニフェストの適用が一体どうなるのかというようなこと。

今回の改正では、都道府県と市町村の報告徵収、立ち入り等も導入され、結構なことなんですが、この特例対象事業者にはどういうふうにこれが適用されるのかどうかとか、もう一つ、一番気がかりなのは、この業種に限つては、他人への業務委託、まあ再委託みたいなものですが、そ

は、罰則の強化であるとか、あるいは欠格要件の追加であるとか、一定の要件に該当した場合の許可の取り消しの義務化であるとか、いろいろなことが盛り込まれているだらうと思います。

そこで、これは参考人の皆さん方にまことに恐縮なんでございますが、時間が限られておりますので、皆様方の御意見がいただけるかどうかわからません。とりあえず、今の問題に関しましては、現場で大変な御苦労をいただいております前田、長慶両参考人に、そして大塚参考人は法学者としてのお立場でいろいろとお答えをいただきたいと思っております。これらの措置が不法投棄の未然防止に効果があるというふうにお考えになつていらっしゃるでしょうかうか、お答えをいただきたいと存じます。

○大塚参考人 大塚でございます。

ただいまの御質問でございますが、不法投棄の未然防止ということにつきましては、処罰を恐れないような、いわば確信犯的な不法投棄者に対し効果を發揮するということは、実は非常に難しいというふうに考えてはおります。

ただ、今回の改正案におきましては、先ほども少し触れましたように、廃棄物の疑いがある物について都道府県等に調査権限が認められるということでございまして、これは、豊島事件とか青森、岩手県境事件というのはまさに廃棄物ではないとその占有者が偽ったという事案であつたといふことから考えましても、重要な意義がある、相当の効果があるというふうに考えております。

それ以外にも、罰則の強化とか欠格要件の追加等、それから、今回の法改正には直接はございませんけれども、先ほど私が残された課題として申上げました自社処分についての対応とか、あるいは電子マニフェスト制度の運用での導入、あるいは廃棄物処理業者に関する情報の開示などを進めていくことによって、全体として相当な効果を上げることが可能ではないかというふうに考えております。

○前田参考人 廃棄物処理法は、これまでにも何かにわたって大改正がありまして、不法投棄対策が強化されてまいりました。今回の改正においても、不法投棄の未然防止のための都道府県等の調査権限の拡充、それから新たに国の調査権限の新設等が行われたこと、それから未遂罪の新設などと、悪質な業者の許可の取り消しの義務化など、行政処分の厳格化が図られたことは高く評価をしているところでございます。

これらの改正によりまして、都道府県が今後、不法投棄の未然防止と事業の早期発見、早期解決を図っていく上で大きな力になるものと期待をしているところでございます。

以上でござります。

○長篠参考人 私どもが目指しております不法投棄の根絶ということにつきましては、国とか地方公共団体と悪質業者との総力戦でございますので、今現在、完全ではないにしましても、こういうような法案が通るということは、少しでも前進できるのではないかというように考えております。

もりであります。

○林(省)委員 どうもありがとうございます。

今、皆様方の御意見を聞きまして、やはりある一定の規制を、きちっとした強化をしていかなければいけないということは、私もよくわかつたつもりであります。

そこで、きょう、もう一つは、大きな問題もござりますけれども、我々の身近なところでやはり毎日のように不法投棄が行われているわけでございます。一例で申しますと、身近なところでありますと、たばこのボイ捨てであるいは缶や瓶といったもののポイ捨て、もつとひどいのはガムでございます。

一番身近なところの、不法投棄と言うと少し言つ方がきつくなるかもわかりませんが、ポイ捨ての中では直接被害の出やすいのはガムであります。力のないお年寄りや幼い子供たち、あるいは身障者などがガムを踏んづけて転倒する。転倒する場所によっては大けがを起こす。

きのうも私は分科会で、三十分のお時間をいただいて、環境大臣にこの問題についてのお話をさせていただきました。大臣、今永田町周辺で一采ガムの吐き捨ての多い場所はどこか御存じですかとお尋ねしました。大臣も、それは恐らく人の吐き捨てが、こういう黒い痕跡が約五十カ所ございます。これが日常茶飯事行われているわけです。私は、やはりモラルの低下ということを先ほども申しましたけれども、特に青少年のモラルの低下も著しいものがある。環境教育、言葉で言うと簡単でございますけれども、では、現実どうなのか。

例えば、私なども地元の町内会で、季節季節大体年に四回ぐらい地域の大掃除をみんなで出でやります。僕はいつも言うんですけれども、なぜ子供たちを出さないんだと。大概出てくるのはいたちん、ばあちゃん、奥さん方であります。そして、どれほどの缶や瓶やたばこの吸い殻やガムをござりござり取っているかという現状があるわけですね。こういうところへ子供たちを出してきなさい、これこそがまさに身近な環境教育ですよといふことを、僕は自治会の役員さんなんかにもよく言っています。こういう環境教育についても、要するに、まさに不法投棄の根っこを断つ、そういうことも我々は真剣に考えていかなきやいけないんじゃないのか、私は常日ごろから強く思っているわけでございます。

こういう問題について参考人の皆様方から一言御意見を賜り、あとまたいろいろな専門的なことは後の委員の方々もおっしゃると思いますので、私の質問を終わりたいと思います。どうぞお一人づつでお願い申し上げたいと思います。

○大塚参考人 大塚でございます。

ただいまの御質問につきましては、私もそのようなことを社会的に対応していくということは是非後の委員の方々もおっしゃると思いますので、私の質問を終わりたいと思います。どうぞお一人づつでお願ひ申し上げたいと思います。

常に重要な立場だというふうに考えております。

ただ、法律にこれを導入することにつきましては、別の観点からやや問題もあるということも一応申し上げておかなければいけないと思います。というのは、この問題は非常に監視が難しいということがございますので、実効性のある法律をつくることができるかとか、あるいは執行がそもそも予定できるかとか、あるいは執行がそもそも予定できるかといふような問題があるからでございます。

既に千以上の自治体でポイ捨て条例というのは制定されているわけですけれども、その中には、単にモラル的なものとして規定しているものもございまして、もう少し、罰則とか過料などを規定しているものもございますが、モラルとして規定したというようなものが多いわけでございまして、これが国民の遵法精神に悪影響を与えないかというようなことも含めて、さらに検討を進めていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○前田参考人 日常の身近な環境問題というのは大変大きなものの土台になるかととらえておりますが、青少年のモラルを初めとする地域の人々一般の環境問題に関するモラルは、いろいろな形のところから環境問題としてとらえるような、そういう分野で啓発を図つていく必要があるうかと思いますし、また子供たちに対しては、教育を通してまたそういうふうなものを育てなければいけないというふうに考えてございます。

本県の場合は、一定の場合に法規制も必要でないかななどいうふうには考えてございます。部分的にはございますが、指定区域におきましてポイ捨て条例で禁じているところもあります。この後もまた検討をしてまいらなきゃいけない課題であるととらえております。

以上でございます。

○長賀参考人 委員おつしやいましたことは、環境教育を含めまして、十分心していかなければならぬことだというふうに受けとめております。

岩手県におきましては、平成十三年に生活環境

以上でございます。

○小宮山委員 次に、青森、岩手県境の不法投棄事件の当事者でもいらっしゃいます前田参考人と長霞参考人に伺いたいと思うんです。

今回の法改正の中で、国の役割と地方の役割の分担の問題、それから国庫補助金のあり方などについて、まだ課題がいろいろあるかと思うんですけれども、それぞれのお立場から御意見を伺いたいと思います。

○長霞参考人 国と地方の役割ということでおざいますけれども、やはり、地域から出したごみにつきましては地域の中で処理するということを岩手県では大前提にしているんですが、国の場合には広域処理というようなことで推進しておられます。

私どもは、やはり広域処理になりますと、ぐるぐるごみが回っている間に排出責任というのがわからなくなってしまうと考えておりますので、そういうようなところをもつと地域で処理できるよう、そんな施策も検討していただければというふうなことで考えてございます。

それから、補助の割合でございますけれども、これにつきましては今まで制度がございませんでしたので、今回、こういう特別措置法をおつくりいただきまして、三分の一とか二分の一とかという制度をおつくりいただきましたので、岩手県としても大変助かるなというふうに考えております。ありがとうございます。

○前田参考人 基本的には、県が出した廃棄物に関しては県が処理をするという自区内処理を考えておりますが、広域処理というふうなことに関しても、それがいいのかどうかといふことでも今後は検討していくかなければいけないのではないかというふうにとらえております。

以上でございます。

○小宮山委員 それで、やはり処理する場合には必ず費用負担が必要になるわけですから、特に、汚染者負担原則が貫徹できない場合とかいろいろな場合につきまして、最初の話にも多少関連

しますが、産業界からの拠出をどう考えたらいいかということがあると思います。

一つは、先ほどの話もありました産廃税の方といふことも一つだと思います。例えば三重

県では、不法投棄の処理費用を検討したが見送ったというような事例もあるわけですから、このように思っています。

○大橋参考人 長年にわたって経済優先社会を突っ走ってきた中心的存在はやはり産業界なんですね。それだけの、今はバブルという、自分なりに詰めたものからおつこちて大変な思いをされておりますけれども、しかし、これは、一種の自業自得的なものとか政策の失敗とか、そこについぱいあるわけでして、私は、今、景気が低迷しているので産業界はなかなかお金を使えないという状況があると思います。しかし、やはりこれはもつと大きな見地で、産業界は社会的責任を果たすというプライドを掲げて、拠出金を積極的に出すべきだと思います。

ただ、それにもねるという仕組みもよくないので、やはり基本的には、国がしっかりとお金を徴収するということを考えた場合に、不法投棄がなされたのは過去のケースでございますし、それから、お金を拠出してもらう産業界の個々の企業と、実際に不法投棄をした者あるいはそれと関連している排出事業者との間には直接の関係はないということがございますので、明確な因果関係というのはないばかりか、直接の関係はないということがございます。

という意味では、汚染者負担原則をこの問題に適用しようとしても、産業界という極めて広い範囲、あるいは、一定の業界というのを考えた場合にいたしましても、一定の業界というかなり広い範囲のものを考えて、それについて広い意味での汚染者負担原則的なものを考えるかどうかという問題になってしまって、その最初に申し上げておかなければいけないと思います。

今回の特措法案というものは、九八年という、基金の制度が入る前の段階について公費で補助をていく、国費を使って補助をしていくという考え方を提案したものでございますが、これは制度導入前のものでございますので、公費を導入するということとは質問な選択であったというふうに私は考えております。

そうしますと、事業者責任というものは非常に

円滑で、心配の薄いものになつて、積極化もしていくだろうと考えます。やはり経済誘導策を大胆にやらないと、これは動かないんじゃないかなと、いうふうに思います。

○大塚参考人 大塚でございます。

産廃税のあり方を含めて、産業界から原因者不明の場合の不法投棄の基金をどういうふうに拠出してもうかという件につきまして、お答えいた

したいと思います。

産業界からの拠出が問題となつて、原状回復の処理費用の問題ですけれども、この問題につきましては、汚染者負担原則がそのまま適用しない限り詰めたものからおつこちて大変な思いをされておりますけれども、しかし、これは、一種の自業自得的なものとか政策の失敗とか、そこにいつぱいあるわけでして、私は、今、景気が低迷して

いるので、産業界はなかなかお金を使えないという状況があると思います。しかし、やはりこれはもつと大きな見地で、産業界は社会的責任を果たすというプライドを掲げて、拠出金を積極的に出すべきだと思います。

申しますのは、現在の排出事業者からお金を徴収するということを考えた場合に、不法投棄がなされたのは過去のケースでございますし、それから、お金を拠出してもらう産業界の個々の企業と、実際に不法投棄をした者あるいはそれと関連している排出事業者との間には直接の関係はない

ということがございますので、明確な因果関係というのはないばかりか、直接の関係はないということがございます。

実は私も、過日、青森、岩手県境の不法投棄の現場を視察させていただきました。百聞は一見にしかずと申しますけれども、余りに広大なその現

中を国会にお出かけいただきまして、また貴重な御意見をお伺いさせていただきまして、本当にありがとうございました。

○小宮山委員 終わります。

○松本委員長 青山二三さん。

○青山(二)委員 公明党の青山二三でございます。本日は、四人の参考人の皆様、大変お忙しい中を国会にお出かけいただきまして、また貴重な御意見をお伺いさせていただきまして、本当にありがとうございました。

実は私も、過日、青森、岩手県境の不法投棄の現場を視察させていただきました。百聞は一見にしかずと申しますけれども、余りに広大なその現場を見まして驚いたわけでございます。関係の皆様のいろいろな御意見もお伺いし、今前田参考人からも、なぜこうなつたか、そしてこのような対応を今後やつっていく、そして知事からもおわびの言葉があつた、このよう御意見をお伺いしたわけでございます。

大変な被害を青森、岩手はこうむつたわけでござりますけれども、こういう現状になつて県民の皆さんも胸中は大変なお怒りのことと思いますけれども、知事がどのようにおわびをされたのか。そして何よりも、聞くところによると、風評被害で県民の皆さんのがお困りになつて、このようなお話もお伺いいたしました。この件につきまして、青森、岩手両県として、今後どのような

対応をされていくのか、お伺いをしたいと思います。

○前田参考人 さまざまな形で落ち度があったことを指摘を受けまして、知事からの県民への謝罪、そして地元住民に、私、知事の意を受けて会いました。

一番心配なのは、地域住民の方たちが非常に心配をしているということと、それから風評被害もこのことで大変悪くなるのではないかというふうなことでございますので、この後に関しましては、一日も早く住民の不安を解消するよう、現場の原状回復をとにかく万全を挙げ取り組んでいくことが県の責任だととらえて、さまざまな形で、検証委員会から御指摘を受けた再発防止のことにつきましてもそれぞれに取り組みまして、住民の不安を解消するために努力してまいりたい、そう思つております。

○長霞参考人 岩手県といたしましては、検証委員会から二つの点を御指摘されましたので、この

検証結果につきまして重く受けとめて、県としての行政責任についてしっかりとやっていこうというふうに取り組みまして、住民の不安を解消するためには、それが県としての責務であるというふうにとらえて努力してまいりたい、そう思つております。

以上でございます。

○青山(一)委員 それでは、もう一度長霞参考人にお伺いいたしますけれども、この事件からの教訓ということで五点お示しになつておられるようございます。地域で出たごみはその地域で処理をする、それから廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を進める制度の整備が必要だ、そして優良

な廃棄物処理業者の育成を進める制度が必要だ、そして有価物を偽装した廃棄物の不法投棄への法的対応が必要である、そして不法投棄の原状回復に公金を極力投入しない仕組みが必要である、このように論文の中でお書きになつておられるよう

でございますが、問題は、優良な廃棄物処理業者の育成、この点でございます。

どちらかといいますと、廃棄物処理業者といいますとすぐ頭に浮かびますのが悪徳業者、このよ

うなイメージが強いわけでございますけれども、

このようないいな業者を育成することにつきましては、県といたしましてどのような対応を講じておられるのでしょうか。

○長霞参考人 岩手県では、優良な産業廃棄物処理業者の育成制度を図るために、次のようなことを条例化しております。

まず、産業廃棄物処理業者の経営の安定化を図るということで、知事が県内の公益法人を産業廃棄物処理業者育成センターとして指定いたしまして、これら事業者の自主管理を促進するとい

う観点で考えております。

また、この育成センターでは、産業廃棄物処理業者の格付と、それから廃棄物処理業者の保証金制度というものを実施いたしまして、この格付につきましては、センターやが、申請者の違法性でありますとか技術とか経営安定性などを審査いたしまして、基準に適合する場合には優良事業者として格付をいたしまして公表する、そういう仕組みをつくっております。現在、格付方法とか基準につきまして検討中でございますと、ことしじゅうには第一回目の格付を行いたいというふうに考えております。

また、風評被害につきましては、田子あるいは二戸におきまして、全国から見ますと、やはりああいうことが起きますといろいろなお話が出ますので、できるだけ早く撤去いたしまして、国民の皆さんに安心していただけるように頑張つていきたいというふうに考えております。

○青山(二)委員 それでは、もう一度大橋参考人にお伺いいたします。

○大橋参考人 住民の反対は、あるときには、自

分ただけよければ国全体はどうでもいいのかとい

うような、いわゆる地域工ゴ化した見方をするこ

とがあつたりするんですが、わずかでも。それはとんでもない間違いで、反対している地域住民には道理があつてやつているし、あるいは子孫に対する責務を果たさなきやならぬ、そういうモラルもあつてやつてることですから、私は、住民の反対運動というものを前向きに受けとめて、しか

らばどうすれば合意形成ができるのかと、ところに排出側が知恵を絞らなきやいけないし、もちろん国はそのためのコーディネートをしていくと

お聞かせいただきたいと思います。

○大橋参考人 住民の反対は、あるときには、自

分ただけよければ国全体はどうでもいいのかとい

うような、いわゆる地域工ゴ化した見方をするこ

とがあつたりするんですが、わずかでも。それは

とんでもない間違いで、反対している地域住民には道理があつてやつているし、あるいは子孫に対する責務を果たさなきやならぬ、そういうモラルもあつてやつてることですから、私は、住民の反対運動というものを前向きに受けとめて、しか

らばどうすれば合意形成ができるのかと、ところに排出側が知恵を絞らなきやいけないし、もちろん国はそのためのコーディネートをしていくと

お聞かせいただきたいと思います。

○大橋参考人 住民の反対は、あるときには、自

分ただけよければ国全体はどうでもいいのかとい

うような、いわゆる地域工ゴ化した見方をするこ

とがあつたりするんですが、わずかでも。それは

とんでもない間違いで、反対している地域住民には道理があつてやつているし、あるいは子孫に対する責務を果たさなきやならぬ、そういうモラルもあつてやつてることですから、私は、住民の反対運動というものを前向きに受けとめて、しか

らばどうすれば合意形成ができるのかと、ところに排出側が知恵を絞らなきやいけないし、もちろん国はそのためのコーディネートをしていくと

お聞かせいただきたいと思います。

○青山(二)委員 それでは次に、大橋参考人にお

伺いをしたいと思います。

○大橋参考人 ネットワークの中でいろいろな活動をされておりまして、その大変な労苦に対し

ぞれの分野に応じた生産者責任を具体的に盛り込まれるべきでないというような、あのとき基本法はプログラム法だというだけでとどまってしまつたのですから、案の定、今回の廃掃法でも拡大生産者責任を入れようと言っているのに入らなくなつちやつたようなことになる。やはり基本法にそういうものを入れざるを得ないような規定を設けていくべきだろうというふうに思います。

○青山(二)委員 それではもう一点、大橋参考人にお伺いしたいのですが、処分場をつく

るということがありますと、どうしても住民の反対がございます。ただいまのお話の中で、水源地に立地することを規制すべきだとおっしゃられました

ましたが、私の栃木県でも、やはり過去何回かはそ

ういう水源地のようなどころに立地をしようとい

うことと、何度も何度もこれがだめになつたとい

うお話をございますので、このあたりのこと。

それから、住民の反対に対しても、どのようなア

ピールをしていくべきか。先生もいろいろと御提言されているようございますが、そのあたりを

お聞かせいただきたいと思います。

○大橋参考人 住民の反対は、あるときには、自

分ただけよければ国全体はどうでもいいのかとい

うような、いわゆる地域工ゴ化した見方をするこ

とがあつたりするんですが、わずかでも。それは

とんでもない間違いで、反対している地域住民には道理があつてやつているし、あるいは子孫に対する責務を果たさなきやならぬ、そういうモラルもあつてやつてることですから、私は、住民の反対運動というものを前向きに受けとめて、しか

らばどうすれば合意形成ができるのかと、ところに排出側が知恵を絞らなきやいけないし、もちろん国はそのためのコーディネートをしていくと

お聞かせいただきたいと思います。

○青山(二)委員 それでは次に、大橋参考人にお

伺いをしたいと思います。

○大橋参考人 ネットワークの中でいろいろな活動をされておりまして、その大変な労苦に対し

ますと敬意を表したいと思つております。

まず、最大の未然防止は廃棄物の発生抑制であ

る、これは当然のことだと思うわけでございますが、日々の生活の中で感じますことは、ともかく

日々我が家でもごみがたくさん出るというこ

とでございます。いかにしてごみを減らすかとい

うようなことを考えましても、出てくるごみはも

う本当にすごいわけでございまして、言うなれば、ごみを買わされているような生活をしている

のではないか、こんなふうにも思うわけでござい

ますけれども。

○青山(二)委員 それではもう一点、大橋参考人にお伺いしたいのですが、処分場をつく

るということがありますと、どうしても住民の反対がございます。ただいまのお話の中で、水源地に立地することを規制すべきだとおっしゃられました

ましたが、私の栃木県でも、やはり過去何回かはそ

ういう水源地のようなどころに立地をしようとい

うことと、何度も何度もこれがだめになつたとい

うお話をございますので、このあたりのこと。

それから、住民の反対に対しても、どのようなア

ピールをしていくべきか。先生もいろいろと御提言

されているようございますが、そのあたりを

お聞かせいただきたいと思います。

○大橋参考人 住民の反対は、あるときには、自

分ただけよければ国全体はどうでもいいのかとい

うような、いわゆる地域工ゴ化した見方をするこ

とがあつたりするんですが、わずかでも。それは

とんでもない間違いで、反対している地域住民には道理があつてやつているし、あるいは子孫に対する責務を果たさなきやならぬ、そういうモラルもあつてやつてることですから、私は、住民の反対運動というものを前向きに受けとめて、しか

らばどうすれば合意形成ができるのかと、ところに排出側が知恵を絞らなきやいけないし、もちろん国はそのためのコーディネートをしていくと

お聞かせいただきたいと思います。

○青山(二)委員 それでは次に、大橋参考人にお

伺いをしたいと思います。

○大橋参考人 ネットワークの中でいろいろな活動をされておりまして、その大変な労苦に対し

ますと敬意を表したいと思つております。

まず、最大の未然防止は廃棄物の発生抑制であ

る、これは当然のことだと思うわけでございますが、日々の生活の中で感じますことは、ともかく

日々我が家でもごみがたくさん出るというこ

とでございます。いかにしてごみを減らすかとい

うようなことを考えましても、出てくるごみはも

う本当にすごいわけでございまして、言うなれば、ごみを買わされているような生活をしている

のではないか、こんなふうにも思うわけでござい

ますけれども。

○青山(二)委員 それではもう一点、大橋参考人にお

伺いをしたいと思います。

○大橋参考人 ネットワークの中でいろいろな活動をされておりまして、その大変な労苦に対し

ますと敬意を表したいと思つております。

まず、最大の未然防止は廃棄物の発生抑制であ

る、これは当然のことだと思うわけでございますが、日々の生活の中で感じますことは、ともかく

日々我が家でもごみがたくさん出るというこ

とでございます。いかにしてごみを減らすかとい

うようなことを考えましても、出てくるごみはも

う本当にすごいわけでございまして、言うなれば、ごみを買わされているような生活をしている

のではないか、こんなふうにも思うわけでござい

ますけれども。

○青山(二)委員 それでは次に、大橋参考人にお

伺いをしたいと思います。

○大橋参考人 ネットワークの中でいろいろな活動をされておりまして、その大変な労苦に対し

ますと敬意を表したいと思つております。

まず、最大の未然防止は廃棄物の発生抑制であ

る、これは当然のことだと思うわけでございますが、日々の生活の中で感じますことは、ともかく

日々我が家でもごみがたくさん出るというこ

とでございます。いかにしてごみを減らすかとい

うようなことを考えましても、出てくるごみはも

う本当にすごいわけでございまして、言うなれば、ごみを買わされているような生活をしている

のではないか、こんなふうにも思うわけでござい

ますけれども。

○青山(二)委員 それでは次に、大橋参考人にお

伺いをしたいと思います。

○大橋参考人 ネットワークの中でいろいろな活動をされておりまして、その大変な労苦に対し

ますと敬意を表したいと思つております。

まず、最大の未然防止は廃棄物の発生抑制であ

る、これは当然のことだと思うわけでございますが、日々の生活の中で感じますことは、ともかく

日々我が家でもごみがたくさん出るというこ

とでございます。いかにしてごみを減らすかとい

うようなことを考えましても、出てくるごみはも

う本当にすごいわけでございまして、言うなれば、ごみを買わされているような生活をしている

のではないか、こんなふうにも思うわけでござい

ますけれども。

○青山(二)委員 それでは次に、大橋参考人にお

伺いをしたいと思います。

○大橋参考人 ネットワークの中でいろいろな活動をされておりまして、その大変な労苦に対し

ますと敬意を表したいと思つております。

まず、最大の未然防止は廃棄物の発生抑制であ

る、これは当然のことだと思うわけでございますが、日々の生活の中で感じますことは、ともかく

日々我が家でもごみがたくさん出るというこ

とでございます。いかにしてごみを減らすかとい

うようなことを考えましても、出てくるごみはも

う本当にすごいわけでございまして、言うなれば、ごみを買わされているような生活をしている

のではないか、こんなふうにも思うわけでござい

ますけれども。

○青山(二)委員 それでは次に、大橋参考人にお

伺いをしたいと思います。

○大橋参考人 ネットワークの中でいろいろな活動をされておりまして、その大変な労苦に対し

ますと敬意を表したいと思つております。

まず、最大の未然防止は廃棄物の発生抑制であ

る、これは当然のことだと思うわけでございますが、日々の生活の中で感じますことは、ともかく

日々我が家でもごみがたくさん出るというこ

とでございます。いかにしてごみを減らすかとい

うようなことを考えましても、出てくるごみはも

う本当にすごいわけでございまして、言うなれば、ごみを買わされているような生活をしている

のではないか、こんなふうにも思うわけでござい

ますけれども。

○青山(二)委員 それでは次に、大橋参考人にお

伺いをしたいと思います。

○大橋参考人 ネットワークの中でいろいろな活動をされておりまして、その大変な労苦に対し

ますと敬意を表したいと思つております。

まず、最大の未然防止は廃棄物の発生抑制であ

る、これは当然のことだと思うわけでございますが、日々の生活の中で感じますことは、ともかく

日々我が家でもごみがたくさん出るというこ

とでございます。いかにしてごみを減らすかとい

うようなことを考えましても、出てくるごみはも

う本当にすごいわけでございまして、言うなれば、ごみを買わされているような生活をしている

のではないか、こんなふうにも思うわけでござい

ますけれども。

○青山(二)委員 それでは次に、大橋参考人にお

伺いをしたいと思います。

○大橋参考人 ネットワークの中でいろいろな活動をされておりまして、その大変な労苦に対し

ますと敬意を表したいと思つております。

まず、最大の未然防止は廃棄物の発生抑制であ

る、これは当然のことだと思うわけでございますが、日々の生活の中で感じますことは、ともかく

日々我が家でもごみがたくさん出るというこ

とでございます。いかにしてごみを減らすかとい

うようなことを考えましても、出てくるごみはも

う本当にすごいわけでございまして、言うなれば、ごみを買わされているような生活をしている

のではないか、こんなふうにも思うわけでござい

ますけれども。

○青山(二)委員 それでは次に、大橋参考人にお

伺いをしたいと思います。

○大橋参考人 ネットワークの中でいろいろな活動をされておりまして、その大変な労苦に対し

ますと敬意を表したいと思つております。

まず、最大の未然防止は廃棄物の発生抑制であ

る、これは当然のことだと思うわけでございますが、日々の生活の中で感じますことは、ともかく

日々我が家でもごみがたくさん出るというこ

とでございます。いかにしてごみを減らすかとい

うようなことを考えましても、出てくるごみはも

う本当にすごいわけでございまして、言うなれば、ごみを買わされているような生活をしている

のではないか、こんなふうにも思うわけでござい

ますけれども。

○青山(二)委員 それでは次に、大橋参考人にお

伺いをしたいと思います。

○大橋参考人 ネットワークの中でいろいろな活動をされておりまして、その大変な労苦に対し

ますと敬意を表したいと思つております。

まず、最大の未然防止は廃棄物の発生抑制であ

る、これは当然のことだと思うわけでございますが、日々の生活の中で感じますことは、ともかく

日々我が家でもごみがたくさん出るというこ

とでございます。いかにしてごみを減らすかとい

うようなことを考えましても、出てくるごみはも

う本当にすごいわけでございまして、言うなれば、ごみを買わされているような生活をしている

のではないか、こんなふうにも思うわけでござい

ますけれども。

○青山(二)委員 それでは次に、大橋参考人にお

伺いをしたいと思います。

○大橋参考人 ネットワークの中でいろいろな活動をされておりまして、その大変な労苦に対し

ますと敬意を表したいと思つております。

まず、最大の未然防止は廃棄物の発生抑制であ

る、これは当然のことだと思うわけでございますが、日々の生活

ならないのかという話し合いで直にできるようになるんだろうというふうに思います。これだけ

発達した国が水源地すらやけることができないでは恥ずかしいと思いますから、これはぜひ、住民との合意形成への寄与という意味からも、水源地立地規制を考えてもらうこと。

それから、反対の住民たちに対してもどういうアプローチがあるかという個別的な問題のことなんですか? でも、私どもは、やはり産廃業者に任せておらずに排出事業者がもつと前面に出て、個別に出るというわけじゃなくて仕組みとして、排出事業者が排出したものと産廃業者がどこかへ持つていてくれるだろう、金さえ払えばいい、マニフェストを渡せばいいというんじゃなくて、みずから産業界の仕事をして前面に出て住民と話し合う、そういう仕組みへぜひ持っていくこと、そうすれば住民は、産廃の業者さんと事業者が一対になつて、このように減らしますからとか。このように不適正なものは入れませんからとかという、もとまでたどって安心感を獲得することができですから話し合いの緒につけるということで、ぜひ排出事業者を前に押し立てるような仕組みが必要だと思います。

○青山(二)委員 時間が参りました。大変ありがとうございました。

○松本委員長 高橋嘉信君。

○高橋(嘉)委員 自由党の高橋嘉信であります。本当にきょうはお忙しいところ、参考人の皆さん、ありがとうございます。

早速お伺いします。

平成十三年の五月の行政処分の指針、これが環境省から通達されていますが、それ以前の廃棄物処理法十九条の解釈のことについてちょっとお伺いしたいのです。これは前田参考人と長霞参考人にお願いしたいんですが。

十三年の五月以前には、立ち入り権限の及ぶ範囲、許可施設以外の所有地という、そこまで権限が及ぶという理解はあつたんでしょうか、なかつたんでしょうか。お願いします。

前田参考人に。

ですから、三栄化学工業に直接持ち込まれたマニフェスト、もしくは、それがないというのであれば県への実績報告書、ちゃんとそこから遡及すれば非常に遡及しやすい、堆肥化以外のものはやつていいけるわけですから、直接持ち込まれた分については。そういうお考えはないんでしょうか。

○前田参考人 ダイオキシンのことに関する御指導をいただいてどうのこともなかつたというふうに聞いております。

○前田参考人 私どものところは、及ばないといふふうに認識をしております。理解をしております。ただ、その解釈などにつきましても、特段そういうような御指導をいただいてどうのこともなかつたというふうに聞いております。

○前田参考人 つまり、許可施設以外はもう及ばないんだ、施設だけということですね。

行政責任については、両県の検証委員会等々いろいろ行われているようありますので、それは先ほどお聞きしましたが、岩手県も、運搬業の許可、警察当局に内偵を依頼しているにもかかわらずという話があります。

そこの中で、青森側について、ちょっとこの点だけはお聞きしたいなという点があるんです。

これは、平成九年にばいじんの許可を与えていらっしゃいます。三栄は、中間処理施設として平成三年に堆肥化の許可がされています。中間処理施設を持つていてます。つまり、収運も中間も最終も三栄は持っていたわけですね。最終処分場は、特に二千五百立米は許可不要で、届け出を受理するだけありますけれども。そういう中で、今度、三年に堆肥化の中間処理の許可もとつたわけですね。堆肥化というのは汚泥とか燃え殻なんですが。そしてまた九年にばいじんの許可をとつてある。ここがどうも僕は理解に苦しむんです。

ダイオキシンが大きな社会問題となつているころに、ばいじんの許可のときに、括弧書きで、有害物質を含まないものという規定の括弧書きをしています。どうですけれども、ばいじんを堆肥にどうして使うのか、これが僕、理解できないんですね。

また、例えば、青森県は許可県でありますから、中間処理施設は実績報告書を青森県にする義務がありますね。そうしたら、実績報告書から追つて、措置命令を発するには、やはり現場に不法投棄されましたものの確定とか、それからどの地域に排出されたかとか、そういうようなことをきちつと確定してから措置命令をかけていくという

ことは、かなり広範な業種にわたっております。それで、措置命令を発するには、やはり現場に不法投棄されたものの確定とか、それからどの地域に排出されたかとか、そういうようなことをきちつと確定してから措置命令をかけていくという

ことは、非常に遡及しやすい、堆肥化以外のものはやつていいけるわけですから、直接持ち込まれた分については。そういうお考えはないんでしょうか。

○前田参考人 マニフェストはどうも存在が確認できませんであります。実績報告書の方も、堆肥化したものだけの実績報告となつておりますのが、まずここは、しっかりと排出事業者責任を追うには、そういう実績報告書等々も含めた考え方が必要であろうと私は思いますので、その点だけお話ししております。

○前田参考人 つまづいてお伺いしたいんですが、これは前田参考人と長霞参考人にお伺いします。現在、措置命令を行おうとしている、土生木建設のようにしてたところもありますが、十社程度あるという話ですけれども、それ以外にも措置命令を考へられる部分が、いろいろな違反の部分、委託基準違反とか再委託基準違反とか注意義務違反とか、いっぱいあるでしょうが、措置命令をするに当たつての問題点はないのでしょうか。

○長霞参考人 排出事業者が一万七百くらいといふことと、かなり広範な業種にわたっております。それで、措置命令を発するには、やはり現場に不法投棄されたものの確定とか、それからどの地域に排出されたかとか、そういうようなことをき

ちつと確定してから措置命令をかけていくということが、まだわかりません。

これは多分わからないだらうと思いますので、岩手あるいは青森に出ているのであれば、それに対する措置命令がかけられるかということを、今、環境省の方と協議しているところでございまます。

○前田参考人　ただいま岩手県側からのお答えもありましたけれども、課題はこのようにとらえております。

まず、措置命令を出すに当たっての主な課題としましては、廃棄物の不法投棄現場が非常に広大で、青森、岩手の両県にまたがっているために、措置命令の権限者がだれになるのかというふうなことが一つ問題であるうと思います。次に、どういった方法で廃棄物の不法投棄現場を特定していくのかという課題があるのでないかとおもてております。

このような問題点に対する対応といたしましては、不法投棄された場所が青森県側か岩手県側かを特定しない場合は、両県知事の連名で措置命令をかけることができないかというふうに考えてございます。また、個々の廃棄物が特定できなくても、不法投棄現場に廃棄物を持ち込んだこと、持ち込まれていることが証明できれば、措置命令は可能ないかというふうにとらえておりまして、そこを検討しているところであります。

○高橋(嘉)委員　いずれ、廃棄物がどこに埋められているか、はつきりできないと思うんですね、両県にみんな入り乱れてなつてあるから。そのときは連名でやるのか、また今言われたような問題とか、その辺は環境省と相談されているようですから、環境省の方もしつかりやつてもらつようにしていただきたいと思います。

では次に、時間もありませんので、大塚参考人と大橋参考人にお伺いしたいんです。

排出事業者責任が不明確と私は思つております。要は、排出元は収運業者に行く、そして収運業者から中間処理業者に行く、中間処理業者から最終、こう一応なつていますが、こういう收運業者から中間処理業者に行く場合、また中間処理

の能力以上のもの、そういうたところを全然わからずありますので、それ以上のことはなかなか対して措置命令がかけられるかということを、今、環境省の方と協議しているところでございまます。

○前田参考人　ただいま岩手県側からのお答えもありましたけれども、課題はこのようにとらえております。

まず、措置命令を出すに当たっての主な課題としましては、廃棄物の不法投棄現場が非常に広大で、青森、岩手の両県にまたがっているために、措置命令の権限者がだれになるのかというふうなことが一つ問題であるうと思います。次に、どういった方法で廃棄物の不法投棄現場を特定していくのかという課題があるのでないかとおもてております。

○大塚参考人　大塚でござります。

○大橋参考人　排出事業者責任を、例えば今青森、岩手が四苦八苦しめて追及しようとしても、多くたびれもうけの方が圧倒的に多い結果でいらっしゃうのかなと非常に私は心配するくらい大変なんですね。

○大橋参考人　排出事業者の責任が不明確だという御指摘でございますが、確かに排出事業者がその対価を支払っているかというのは極めて重要な基準となつておりますけれども、先ほども少し申し上げましたように、排出事業者が最終処理のところまで責任を負っているということを前提とした、かなり広い注意義務を前提としていることも、また事実でございます。つまり、対価は極めて重要な基準でございます。つまり、対価は極めて重要な基準でございます。つまり、対価は極めて重要な基準でございます。つまり、対価は極めて重要な基準でございます。

○大橋参考人　排出事業者は、細々とマニフェストがどうだこうだと言われなくたつて、心配ならトラックに従業員を乗せて現場まで行つたり来たりもさせまし、会社の看板は、残念ながら産業廃棄物の悪質業者がたくさんいたりするわけですが、そういう人々は軽々しく自分の看板をかえるけれども、生産事業者とかそういった人たちには、自分の会社の看板に産業廃棄物の泥がつくなつて見届けることになります。

私は、難しい問題もある、無過失責任制にするべきか、そういうことをするしかないということでござります。

○大橋参考人　現行法では、行政庁が立入検査をする、そして、そこで許可取り消しとか警察に告発するとだと思ひます。

○大橋参考人　それから、御指摘の中間処理の能力以上のものが中間処理施設に行つているという問題についてでございますが、確かにこれは極めて大きな問題です。だから、御指摘の中間処理の能力以上のものが中間処理施設に行つているという問題についてでございますが、確かにこれは極めて大きな問題です。

○大橋参考人　それと、広域認定制度でも、例えば、パソコン

メークーなどの業者の認定基準を設定するとか、

不適正処理の責任を明確にして処理基準や措置命

令の効果も期待できるのではないかという思いはし

ているわけです。

○大橋参考人　それと、マニフェストで四苦八苦しめて、やる気な

らできない、全然責任を追及できない実態、これにつ

いてどうお考えか。

○大橋参考人　あともう一点ですが、環境省が挙げている数字

というものは全部自治体からの報告、あるいは残存

容量、残余容量ですね、最終処分場のキヤバの問

題ですが、これについては施設設置者の報告を受

けて数字をつくっているわけですね。全く排出事

業者から手が離れた場合は、本当にわけのわから

ない実態がそこに浮かび上がつてくると言つても

過言じゃない状況にあるわけであります。

○大橋参考人　この二点についてのお二方の御意見をお伺いし

て、終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○大橋参考人　以上でございます。

○大橋参考人　○大橋参考人　大橋でございました。

○大橋参考人　○大橋参考人　大橋でございました

令適用を盛り込むということなどは、少なくとも現行制度よりは厳しくなっているというふうに理解をしております。

しかし、問題は、処理業者に対する規制の強化だけで果たしていいのかというところが最大の今回問題点ではないかというふうな問題意識を持つております。少なくとも、中環審の意見具申で盛り込まれていながら、産業界の合意が得られなかつたということですつかり落ちてしまつたんですけども、排出者責任それから拡大生産者責任の措置、これが盛り込まれなかつたということは大変大きな問題ではないかというふうに思つわけです。

そこで、四人の方たちに順番にお聞きをしたい

と思うんですが、今度のこの法律を例えれば青森、岩手県境の不法投棄に当てはめるならば、どの時点でそれを未然に防止できたとお考えになられるのかということを、前田参考人、長蔵参考人にそれをお聞きをしたいというふうに思います。

それから、前田参考人に対する質問は、現行法であつても、県境不法投棄検証委員会の報告で、非常に厳しく、県の行政責任について猛省を促され

たといふ話を伺いましたけれども、私は、それ

は一理ある、もっともなことだと思ってるんで

す。今度の特措法で、十年の期限を切つているわ

けですけれども、計画を見せていただきますと、

県の工事工程が二〇一二年度におおむね終わると

いうことになつてゐるわけですが、これが

果たして産廃の原状回復を求めてる地域住民の

合意に立つた上で本当に実現できるのかどうかと

いう見通しについてお述べいただきたいというふ

うに思うわけですね。

それから、長蔵参考人には、未然防止に期待で

きるかどうかというのは、どの点で押さえられた

かということでお答えをいただきたいと思うので

す。もう一つは、今度の特措法の時限法ですね、こ

れが原状回復に現実に機能するかどうかと

いうことについて。岩手の場合には、かなりこれまでに原因をたどつ

ていかれて責任の所在を明らかにするというよ

なことをやつてこられたわけですから、その御苦

労は本当に並々ならないものがあつたと思うんで

すけれども、これが本当に有効に機能するとお考

えかどうか。もし足りない点があるとしたらも

う少しここをこうすればということがあれば、そ

れをお聞きしたいというふうに思います。

それから、大塚参考人と大橋参考人には、先ほ

どのずれ落ちた点なんですか? これは環境

大臣は、合意が得られなかつた、しかし合意を得

るまで待つて、いたら改正ができないので、合意で

きないところは外して合意できるところだけで

ゴ一発進をしたんだ、こういうふうにおっしゃる

んですが、私は、環境行政の軸足をどちらに置く

かの問題ではないかと思うんですね。合意は得ら

れないけれども、法制化することによって排出者

責任と拡大生産者責任を促していくという側面が

あるんではないか、法制化というのはそういう役

割を果たすのではないかと思うんですが、その点

についての御意見を伺いたいと思います。

○大塚参考人 大塚でございます。

ただいまの御質問についてでございますが、主

にEPRの制度が新しく改正案に盛り込まれてい

ないということについての御質問だというふうに

思つてます。今度の特措法で、十年の期限を切つて

いるわけですが、これが本当に実現できるのかどうかと

いう見通しについてお述べいただきたいというふ

うに思うわけですね。

それから、長蔵参考人には、未然防止に期待で

きるかどうかというのは、どの点で押さえられた

かということでお答えをいただきたいと思うので

す。もう一つは、今度の特措法の時限法ですね、こ

私も考えておりますけれども、ただ、実際にこの業務を担当するのは産業界だということがどうしてもございますので、協力を得ながら進めていくことがあります。それでも、これが本当に有効に機能するとお考へかどうか。もし足りない点があるとしたらも申上げておかなければいけないと私は思います。環境法あるいは環境政策の基本理念の一つとしてドイツなどでは協働原則ということが言われますが、産業界等とも協力をして環境行政を進めていくということは今日極めて重要なになっておりまして、環境省にはぜひ粘り強くまた交渉を続けていただいて、次の機会を待ちたいというふうに申し上げておかなければいけないと私は思います。

環境法あるいは環境政策の基本理念の一つとしてドイツなどでは協働原則ということが言われますが、産業界等とも協力をして環境行政を進めていくということは今日極めて重要なになっておりまして、環境省にはぜひ粘り強くまた交渉を続けていただいて、次の機会を待ちたいというふうに申し上げておかなければいけないと私は思います。

てくるというようなことがございますので、やはりこれに対応するためには、あらゆる法制度とかいろいろな手立てを講じる必要があると思われます。

いろいろな手立てを講じる必要があると思われますので、今回この廃棄物処理法の改正が行われれば一定の前進はするものだらうと思つて期待しているところでございます。

ただ、私ども、排出者の説明会をやらせていました

だきました際に、クリーニング屋さんでありますとか病院とか、医院でございますが、そういうよ

うなところが結構たくさんございまして、実際に収集運搬業の方にある程度の御自分は正しいと

思つた金額を支払つているということを言つてお

りまして、こんなにちゃんと金を払つたのに何で責任追及されるんだというようなことが聞かれて

おります。

そういう点で、もう少し排出事業者の責任とい

うものについてのPRをやっていただいた方がや

りいいだらうと考えております。産業界の自覚といいますか、そういう責任に対する自覚をもつ

と持つていただきたいというふうに考えておりま

す。

それから、第一点目のことごぞりますけれども

そういう点で、もう少し排出事業者の責任とい

うものについてのPRをやっていただいた方がや

りいいだらうと考えております。産業界の自覚といいますか、そういう責任に対する自覚をもつ

と持つていただきたいというふうに考えておりま

す。

それから、第一点目のことごぞりますけれども

そういう点で、もう少し排出事業者の責任とい

うものについてのPRをやっていただいた方がや

りいいだらうと考えております。産業界の自覚とい

うますか、そういう責任に対する自覚をもつ

と持つていただきたいというふうに考えておりま

す。

それから、第一点目のことごぞりますけれども

そういう点で、もう少し排出事業者の責任とい

うものについてのPRをやっていただいた方がや

りいいだらうと考えております。産業界の自覚とい

うますか、そういう責任に対する自覚をもつ

と持つていただきたいというふうに考えておりま

す。

そこで、拡大生産者責任、EPRの方の問題でございますが、確かにおっしゃるように、別に合

法投棄する業者さんもいろいろ知恵を絞つてやつ

るかといふ話でござりますけれども、相手の不

意がなくとも法的化することは不可能ではないと

思つてます。

○長蔵参考人 二点ございました。

第一点の、未然防止にどういうふうに期待でき

るかといふ話でござりますけれども、相手の不

意がなくとも法的化することは不可能ではないと

思つてます。

そこで、拡大生産者責任、EPRの方の問題でございますが、確かにおっしゃるように、別に合

法投棄する業者さんもいろいろ知恵を絞つてやつ

るかといふ話でござりますけれども、相手の不

意がなくとも法的化することは不可能ではないと

思つてます。

そこで、拡大生産者責任を導入しないと、この廃棄物処理法は、本当の意味の循環型社会を目指す処理体

制が構築できないだらうというふうに私は思つてますので、何とかこれを巻き返していただきたい。

それで、中環審の答申は、全部の拡大生産者責

任ではなくて、極めて限定的な適困物だけなんですね。それですらできないというのは、廃棄物処

理法はもう何年も前から適困物についてはこうい

う生産者としての責務があると定めていて、本當の制裁措置の伴う規定がないからしり抜けになつてずうつと長いことあるわけですね。ここに及んでもまだそういう適困物すら生産者責任が法制化できないというのは非常に弱いと思うんです。これは、環境省さんは毎度つくりたいんですよ。基本法のときもそうだし、その前の廃掃法改正のときも、みんな最初は検討していたのが日減りしちやつて、ではどこが目減りさせるのかといつたら、結局は、やはりちゃんと政治が、環境に軸足を置いて方向を定めて、官僚の人たちにやりやすいようにしていかないと、小泉総理はあるとき、初期の段階ですけれども、ごみゼロ社会を目指すという言葉をえつと思つたくらい言つたなんですが、その後、それらしい、総理が言つたことなら環境省は大威張りで、ごみゼロ社会に必要なのはこれとこれです、産業界は言うことを聞いてくださいとやらなければいけないんだけれども、言いつ放しで終わっています。

私は、総理を初めとする政治が、議会の理解を得て、産業界に守らせるような強制力のある、あるいは損得勘定でこつちをとれば得だと言えるような仕組みをつくることによって、制裁だけじゃなくて誘導していくという方法がありますから、ぜひ拡大生産者責任は、限定的なものからでもやむを得ませんけれども、やつて、全体に広げいく必要があると思います。

○藤木委員 私たちもその点は考えておりまして、できることなら修正が施せればというようなことで野党間でも今協議をさせていただいているところです。

はいけないといふところに来ているのではないか
というような問題意識など持っておりますので、
もう一度審議もございりますので、十分皆さんの方の
意を体して、よい法案になるように努力をさせて
いただきたいということを申し上げて、終わらせ
ていただきます。

そういう広域処理なんかが始まりますと、やはり排出者の責任がありまいになりますので、それらをなるべくやめて、それぞれの地域で処理するということを考えていたいなというふうに考えております。

分されているものが結構ございまして、私どもでは、今回の報告聴取におきましては、マニフェストを持っていて、保存されているものにつきましてはすべて提出をしていただいております。ただ、保存期限が五年で、それ以前のものについてはないとか、あるいはマニフェストを交付されな

よ。基本法のときもそうだし、その前の廢掃法改正のときも、みんな最初は検討していたのが目減りしちやつて、ではどこが目減りさせるのかと、ハッタク、結局は、やはりちゃんと改訂が、畢竟

○松本委員長 中川智子さん。
○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智子でございます。きょうは、本当に亡くなりました。

それから、基金のお話でござりますけれども、私どもはやはり、排出事業者が例え強制保険のようなものに加入していただきまして、排出事業者の責任を徹底して、いたゞくとか、あるは、非

かつたとか、いろいろなことがありまして、その辺のところにつきまして現在調査を進めていると
いう状況でございます。

に軸足を置いて方向を定めて、官僚の人たちにやりやすいようにしていかないと、小泉総理はあるとき、初期の段階ですけれども、「ごみゼロ社会を目指す」という言葉をえつと思つたくらい言つたなんですが、その後、それらしい、総理が言つたことなら環境省は大威張りで、ごみゼロ社会に必要なのはこれとこれで、産業界は言うことを聞いてくださいとやらなければいけないんだけれども、

貴重な御意見ありがとうございました。
まず最初に、長霞さんに質問をいたしますが、
今回、このような形で青森、岩手の県境にあれば
ど、豊島以上のものが不法投棄されまして、本當
に、この一日も早い原状回復というのが緊急の課
題なわけなんですが、結局、青森県にしても岩手
県にしても、主に首都圏のそのような廃棄物が不
法投棄されて県民の税金を使うということに対し

出の責任を負はなくていいのかとか、あるいは都道府県が、そういう都道府県が多いような都道府県といいますか、そういう都道府県が応分の負担をするということにつきましても、全国知事会などを通じまして要望しているところでございます。

者や何かが明らかになるというようなことが大切であると思っておりますので、その辺につきまして環境省の方で御検討いただいているものと思つております。

言いつ放しで終わっています。

ては、内心いろいろな思いがおありだと思います。

を思います。それで、このマニフェストというものが、全国一律に同じような様式で、そしてできれば電子化などをして、しっかりと各プロックごとなりこその情報の又集めあって、全国そり一元

万人の水がめとなつてゐるダムのすぐ横で、これは焼却場ですが、建設が予定されて、非常に環境問題また健康の問題で反対運動が起きてゐるわけです。

うな仕組みをつくることによって、制裁だけじゃなくて誘導していくという方法がありますから、ぜひ拡大生産者責任は、限定的なものからでもやむを得ませんけれども、やって、全体に広げてい

をくぐるようにしていろいろ知恵を出す方もいらっしゃつしやつて、それに対しては法律がどう有効に機能するかということで私たちも頑張らなければいけないとと思うのですが、このような問題があつ

数百件の事業者を特定するのにどれほどの汗をかいたかということを考えますと、やはりもう限界なり、新たなマニフェストのあり方というのを考える時期に来ていると思うんですが、電子化につ

今回この不法投棄されたところの環境調査、先ほどのお話を中で、このようにしてこれだけと。でも、先日市原に見に行つたときなども、別にビニールシートも何にもかぶせていない、いきなり

く必要があると思います。
○藤木委員 私たちもその点は考えておりまして、できることなら修正が施せればというようなことで野党間でも今協議をさせていただいているところです。

回復のための努力を、その自治体単位ではなくて、やはり日本全体と考えての新たな制度の創設というのではなくて、長斐参考人はそのが、今回の問題を経験なつて長斐参考人はその

いとります。

○前田参考人 マニフェストの効果につきましては、紛失とかいろいろありましたけれども、それでも一定の効果はあるというふうに私どももまとらせて顶いています。

もちろん、不法投棄の場所を提供した地主さんといいますか土地所有者の責任の強化の問題だと、それから、自社処分と称して無許可の処理業行為をやつたり積みかえ行為をするというようなことに対しても取り締まりの強化が進められなければならぬと思っておりますし、使用済み物品、これは廃棄物の定義の問題ともかかわってく るわけですけれども、ここもあいまいにしていて

問題に関してどのようにお考えか、伺いたいと思
います。

○長霞参考人 私どもでは、岩手県の基本的な考
え方いたしまして、その地域で出したごみはそ
の地域で処理するのが一番だということで考えて
おりまして、そのためには、県の方で公共的な、ク
リーンセンターといいますが、そういう産業廃棄
物の最終処分場なんもつくつたりしておりま

モラルが問題にならうかと思ひます。電子化のことにつきましては、私ども、まだそこまで考えてございません。検討していないところでございます。

○長蔵参考人 今回、不法投棄に関しまして排出者責任を追及しているんですけども、マニフェスト自体は、保存期限を経過しまして既に焼却処理しております。書類を書き込むとき、そのときの

だけれども、汚染は進んでいるような不法投棄現場、そして、不法投棄現場にだけ目を奪われてみると、許可済みの許可施設で何をやらかしているかという方がおろそかになつて、これがまた大変ひどいことをやつっている大きな処分場が今まで幾つも摘発されている。しかし、それはもう何年もたつてからなんですね。例えば、許可の十三倍も入れちゃつたとか、八倍も入れちゃつたとか、そ

第一類第十号 環境委員会議録第九号 平成十五年五月二十日

れで、年数がたつてこないと、県はこれは不法投棄になるというよなことに踏み切らない。

そういうふうに、あからさまに不法投棄、プラス許可済みでも何をやっているかわからぬということが非常に多いことを考えますと、やはりこういう汚染の汚染源がつかみどころなく広がつていくことをどうやって防止するかというのは、遅まきになつてしまいましたけれども、これからのも大きな課題だというふうに思います。

それで、さきに実態調査のことで、不法投棄量の実態把握をもつとちゃんとやつていくべきだというようなことを申し上げたのは、これはやはり住民の協力を得ることが必要だと思うんですね。それは未然防止の対策の中でも必要だと思うんですね。

今よくあちこちで郵便局の配達の人の協力を得て不法投棄の発見に努めるというよなものが幾つも出てきていますが、あとあらゆる有効な手段で、都道府県の手の足りないところを住民、その地域の機関と提携して、それで何とか軽微なうちに摘発するなり停止させるというよなことをしていかないと、幾ら十年时限立法で、その間四百億かそこいらで何とかなるだろうと書いてありますけれども、私は、とてもとてもそんなことにはならないと思いますから、よほどしつかり取り組む必要があるだろうと思ひます。

○大塚参考人 二点申し上げておきたいと思います。

一つは、産廃の処理施設、最終処分場について、極めて優等生というか非常によくやつておられる処理施設を経営しておられる方の話を伺つたことがござりますが、その方は、その最終処分場をつくるときに、三十年間は経費が見合うようなお金を取る、完璧な対策をとるというよなことを言つていて、非常に参考になつたわけですけれども、排水処理施設が管理型処分場の場合にあらわれますけれども、三十年ぐらい経過するまで対応できるようなお金の取り方をする、そういうことを基礎にした処理施設のつくり方をするとい

うことをみんながやるようになれば、多分、非常にこの点はクリアできるのではないかというふうに思っています。

ですから、これは直ちにそちらの方まで行けるかどうかというのは法的に難しい問題はあると思いませんけれども、将来的には例えばそういうことが考えられることがあります。

それからもう一つは、水源地をどうするかといふことはなかなか悩ましい問題がございますけれども、これは都道府県で廃分場をつくるときに計画を立てることがございますが、そのときには水源地以外の方に誘導をしていくことの対応をしていくべきではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○中川(智)委員 ありがとうございます。

続いて、もう一度長瀬参考人に伺いたいんです
が、できれば時間があれば前田参考人にも、お二
方に伺いたいんです。

先ほど前田参考人の資料の中で、「廃棄物担当部局と他の部局との連携が不十分だったこと」ということが反省の中に挙げられております。私もやはり、あんなになるまでということは、だれしも市民はそういうふうに思うと思うですが、一廃棄物に比べて産廃の事務方の人的な不足というものに對して、今後この反省を受けとめてどのようにするか。

私も先日の環境委員会の質問のときに、非常に人が足りない、でもまた自治体も財政困難な折から人をなかなかやせないだろうから、何か国としても人をしつかりそこに手当してしていくことは大事ではないかという質問をいたしましたところ、非常に前向きな御答弁をいただきました。このあたりで、反省も踏まえて、今後ばつと本当に対応するためにはどのようなことを考えていらっしゃるかを、では前田参考人と長瀬参考人に伺います。

○前田参考人 私どものところは、やはり他部局との連携といいますのは、農林水産部との関係が

土地等の関係で多うございまして、その当時からも合同会議等も開いていたのですけれども、回数も少なく、突つ込んだ話し合いでならなかつたという経緯もございまして、非常にそれは大きかったととらえておりまして、この後はまた、府内での関係の部局とは十分連絡をとりながら、持つてある情報の共有化をしながらやつてまいりたいというふうに思つております。

御指摘いただきました人的不足のところは、大変そういうふうに思つております。
私どもも昨年九月から、この問題に取り組むために、全くないところから、県境不法投棄対策チームということで、三十人余りを今抱えておりますが、府内の本部におきましてもそうですが、実際の現場にいる職員、監視員みたいな職員もまだ手が足りなくて、もつと人手があつたならばもっといろいろ形ができるだろうというふうな声も実際聞いておりますので、この後、そういうことに対する人的要望も要望してまいりながら対応してまいりたい、そう思つております。

○長瀬参考人 他部局との連携でございますけれども、今回の不法投棄が発見できましたのも、私たちの農政部というところに特殊肥料の生産の届け出ということで届け出がありまして、農政部の方で立入調査をしましたところ、いろいろなものが積まれている、これは不法投棄ぢやないかといふようなことが私どもの方の環境生活部に来たことで発覚できたということでござりますので、これからも他部局との連携につきましてはしつかりやつていきたいというふうに考えております。

また、人的なことでござりますけれども、出先機関の監視とかあるいは業務体制を支援するような専門組織を県庁の中に設けまして、昨年度には、出先機関と一緒にまして廃棄物の不適正処理対策というものをやつてきたということでござります。

また、市町村にも権限を一部委譲して、市町村の中でもたその監視ができるようについてことも考えております。

○中川(智)委員 どうもありがとうございました。
○松本委員長 以上をもちまして参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆さんにおかれましては、貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。
次回は、来る二十三日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五分散会